

〇〇. 令和6年度設計業務委託等技術者単価に係る 特記仕様書

1. 本業務は、令和5年度設計業務委託等技術者単価により業務価格を算出しており、契約締結後に令和6年3月から適用している設計業務委託等技術者単価による業務委託料の変更協議請求ができる特例措置の対象業務である。